

市民後見人No.55

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.65)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮 5-9-11 区民活動交流施設「こみゆにていぶらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応できます)

MAIL : info@shimin-kouken.net ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

★残暑お見舞い申し上げます★

■後見センター支援員に27人■

私たちと協働関係にある品川区社会福祉協議会品川後見センターには、後見業務の一翼を担うボランティアによる「支援員」制度があります。当会はこの制度を「後見活動の実務を学ぶ」研修の場として位置づけ、希望する会員を推薦しています。登録されると同センターの指揮下に入り、被後見人の自宅や入所施設訪問などの活動をします。毎年夏に登録更新され、今年度は27人が登録しました。

この制度に当会会員が参加するようになったのは2007年11月。先行的に活動していた会員1人を含む7人が登録しました。翌年には、11人が登録するなど支援員数を増やし、センター業務を下支えする一方で、そこで学んだことを当会の法人後見活動に活かしています。

◆11月に養成講座を開催予定◆

事務局は、今年度の市民後見人養成講座（基礎編）を11月2-4日（金-日、10-17時）に開催する方針で調整しています。主講師は、使用テキスト執筆者の西川浩之・司法書士と斎藤修一・品川後見センター所長にお願いしました。会場は、当会事務所のある「こみゆにていぶらざ八潮」を予定しています。

講座内容は前回同様ですが、「品川区における高齢者と後見制度」「成年後見制度の今後の課題」が担当の斎藤講師には、新たに「市民後見人概論」のテーマでお話を伺います。また、従来9-16時の講座時間を一時間繰り下げ17時以降も会場を確保し、授業が延びた場合にも対応できるように配慮しました。

正式に決定後、募集チラシを配信しますので受講生を増やすようご協力ください。

■業務指導委を開催■

今年度第1回の業務指導委員会（当会の活動が適正的確に行われているかどうかを外部の専門家に検討してもらう機関）を7月25日、「こみゆにていぶらざ八潮」で開催しました。

■14件目の後見業務を開始■

東京家庭裁判所は、7月20日、品川区外の都内施設に入所している82歳の女性の成年後見人を当会に、監督人を品川区社会福祉協議会にそれぞれ選任する審判を行いました。

■会費未納会員へ■

平成23年度年会費（3000円）の未納会員は、下記へお振込みください。

みずほ銀行荏原支店 普通口座1086153

特定非営利活動法人市民後見人の会 (トク化エイカツ・ウチガソシヨウケンカイ)

* 特別の事情がない限り、2年間未納の会員は、退会扱いとなります。ご注意ください!!

(文責・古賀) 止